

委員会提出議案第2号

特別委員会の設置について

地方自治法第109条第1項及び大和市議会委員会条例第6条の規定により、次のとおり特別委員会を設置する。

- 1 名称 前市長による公共工事のやり直しに関する調査特別委員会
- 2 付議事件 (1) 市議会(令和3年)及び市(令和5年)の調査によって指摘があった公共工事のやり直しに関し、やり直しに至った経緯、その総数や総額等の真相究明についての調査・検証
(2) (1)を踏まえた大和市行政の将来にわたる再発防止策について
- 3 委員定数 10人
- 4 調査権限 2に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第98条第1項の権限を上記特別委員会に委任する。
- 5 存続期間 上記特別委員会の存続期間は、2の調査が終了するまでとし、閉会中もなお調査を行うことができる。

令和5年9月26日提出

提出者 大和市議会議会運営委員会
委員長 中村 一夫

大和市議会議長 殿

提案理由

付議事件に関する事項の調査を行う必要による。